

令和2年度男女平等推進プラン 第三者評価総論

令和3年3月18日

はじめに

清瀬市は、平成30年3月に、平成30～39年度の10年間を対象とした「第3次清瀬市男女平等推進プラン」をとりまとめ、公表しました。この第3次プランにもとづき、清瀬市は、令和元年度の「男女平等推進プラン進捗状況調査」（以下、「進捗状況調査」とします）を、令和2年7月30日に開催された当委員会（令和2年度第1回・清瀬市男女平等推進委員会）に提出しました。

当委員会は、清瀬市男女平等推進条例第19条2号にもとづき、その後の3回（令和2年10月1日第2回委員会、令和2年10月29日第3回委員会、令和3年3月18日第4回委員会）を含め、全4回にわたる委員会を開いて、この「進捗状況調査」を検討し、ここに、プラン進捗状況に関する外部評価を実施し、その結果を報告します。

今年度の事業評価委員会では、これまでとは方法を変えて、事業毎に評価しました。以下は、全体的な傾向及び特徴的な事業について言及した総論です。

清瀬市の関係部局におかれましては、来年度の事業を計画・実施するに当たって本評価の総論、各論の評価内容・提案等についてご配慮いただき、実施していただきますようお願いいたします。

1. 清瀬市における男女共同参画を含めたダイバーシティの推進に

ついて

～男女共同参画推進のために女性のエンパワーメントを推進～

男女共同参画を推進するため、教育・学習を通して行う女性のエンパワーメントについては、アイレックの事業が充実している。

一方、総務課や産業振興課における、市内の企業・事業所への働きかけが十分とは言えない。例えば、1-1-1-3（目標1 課題1 施策1 事業3 以下、省略）契約課：職場のワーク・ライフ・バランス環境整備の推進で「公共調達の際は、「えるぼし」や「くるみん」等の認定業者から、調達できるような制度を検討します。」とあるが、いつ、どのように、何を検討するのか今後のスケジュールを示していただきたい。

それ以外にも、1-1-1-6 産業振興課：農業における男女共同参画の推進で「清瀬市農業委員の女性割合、家族経営協定を締結した家族数」は、専業農家数のどの程

度の割合になるか、などの数値があると清瀬市の農業における女性の状況が、わかりやすい。農林水産省も、この協定を推進しているため、対応するデータがあると清瀬市の位置づけが分かりやすい。ちなみに協定を締結した日本全体の主業農家の割合は令和2年度で25.5%である。

障害者スポーツ関連については、**2-3-3-6 生涯学習スポーツ課及び障害福祉課：障害者スポーツの普及と発展を通じて社会参加を進める** に見られるように、清瀬市は積極的に実施している。

2-3-5-5 地域包括ケア推進課：高齢者虐待の防止で「虐待疑いの通報が多くあり、関係者との連携が十分に図れた。」とある。『市報きよせ 地域包括ケア特集号』（令和元年12月1日発行）によると、平成30年度の清瀬市の通報件数は54件である。（同年度の全国の高齢者虐待判断件数が17,249件、全国1700自治体平均約10件である。しかし、統計をきちんととっていない自治体があると推定されるため、清瀬市の対応は優れている。）その内訳が、説明とともに図で報告されている。

清瀬市が高齢者虐待に対して真摯に対応していることがわかる。さらに、清瀬市の男女平等推進条例第14条に沿って、被害者の性別（男女、それ以外）について数字があると、ジェンダー平等の視点で高齢者虐待に取り組めるため、今後は検討いただきたい。

性的マイノリティへの対応であるが、市民全体への意識の改革については改善の余地がある。**2-3-1-5 市民課他3課：だれでもトイレ等バリアフリーのまちづくりの推進** にて、「だれでもトイレ」を設置したり、参加者がそれほど多くはないが、**2-3-1-4 職員課：性的マイノリティに関する研修の実施** にて、市の職員に対する「ダイバーシティ研修」を実施するなどの事業を行ったりしているが、十分とはいえない。

「子育てに優しいまち清瀬」の特徴のある事業内容も見られる。「清瀬市食育推進計画」を策定し、子どもへの食育を推進したり、**2-3-2-3 指導課：児童・生徒に対する人権教育の推進** にて、赤ちゃんとの触れ合いを通じて生命の大切さ・誕生について学ぶ「赤ちゃんのチカラプロジェクト」を、全小中学校で実施するなど、子育て支援、子育てに関する体験の機会を子ども達に提供したり、子どもの困難な状況、若者への情報発信や関わりについて情報提供・学習の機会を提供するなどの事業を実施している。

2. 今後の全体的な改善課題

(1) 清瀬市男女平等基本計画の理念の理解

清瀬市男女平等基本計画の理念のよりの事業であることを、担当部署が十分に認識しておらず、事業本来の目標・目的だけによる評価になっている回答が、一部、見られた。大きな課題である。

例えば、ほとんどの事業の理解度がAとなっている。しかし、基本計画の目的内容からするとC、もしくはBとしか評価できない理解度ではないか、と思われる事業が散見される。センターとしては、関係部局に対して、説明を行うべきだと思われる。

2-2-2-1 健康推進課：妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実については、理解度がBとなっているが、事業内容は充実している。評価が前年度はAであったのが、Bとなっているが理由は書かれていない。

一方、目標3の課題1、「メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重」、**3-2-1-2 指導課：学校教育における情報教育の推進**は、男女平等と人権尊重の元にあるにもかかわらず、「学習指導要領に基づき、教育課程にて道徳科等で情報モラルに関する指導を行っている。」という報告しかしていない。

しかし、学習指導要領の情報活用能力には「男女平等」が入っていない。そのため、指導課が**目標3の課題1、「メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重」**の元で、情報教育や情報技術の育成をする場合、男女平等の視点は欠かせないことを認識して実施すべきであり、そのことを認識していないのであれば、評価はCとすべきである。

清瀬市男女平等推進条例の「子どものためのガイドブック」に説明をつけて、児童に渡すことができないか、今後の検討課題である。

(2) 事業毎のPDCAサイクルの設定

男女平等推進プランの目標を事業毎に具体的にPDCAを設定することが必要である。可能な範囲で数値目標も入れる。

例えば、**1-2-3-1 職員課：女性職員の活躍推進に向けた取り組み**では、「クオータ制に取り組むべきではないか」と男女平等推進委員が、コメントにて提案している。また、**1-2-3-2 職員課：庁内の女性職員の職域拡大、管理職登用における政策・方針決定への女性の参画推進**では、清瀬市の各種委員会の女性割合の目標は入っているが、清瀬市職員及び管理職の女性割合の目標値が入っていない。そのため、清瀬市の管理監督職・管理職の男女割合などを、政府の男女共同参画基本計画第5次（令和2年12月）の成果目標などに沿って作成していただきたい。

とくに、これからの女性リーダーの育成を考えると、「メンター制などの女性管理職を増やすための方策を、検討する」という文言を入れる必要がある。

実態として、自治体の多くは男女ともに管理職試験受験者数が減っていると言われている。子育て支援などが更に充実し、住みやすい清瀬市にするために、優秀な若手

男女職員が、「管理職になりたいと思うような方策」を、職員課として職員の意見を反映しながら検討していただきたい。

目標3：あらゆる分野における男女平等参画の推進 課題3：政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 施策：市政への男女共同参画の推進では、男女共同参画センター、まちづくり課、教育総務課、図書館、郷土博物館しか、審議会の女性割合があげられていない。それ以外の部局の関連審議会についても、評価して、女性割合が少ない、もしくは、いないの場合への対応を検討すべきである。さらに、女性委員がいない審議会、委員会にどうすれば女性を入れられるか、全庁的な検討が必要である。

(3) イベントなどの事業内容に男女共同参画の視点をと広報資料の作成と配布、メディア活用など

事業の目的内容に男女平等参画の視点が入っているのか、どのような広報資料をどの程度（何部）作ったのか、どのように配布したか（関係団体、市役所、市の関係機関にとどまらず、関係行事、スーパーなど人が集まる場所、場合によっては町内会）、SNSなどのメディアを活用したのか、なども評価の対象になる。そのため、記載いただきたい。

(4) 各事業における評価の実施について

各課が、さまざまなイベントを企画し実施しているが、各イベントの目的、実施、評価、次のアクションを行いしやすくするため、目標参加者数（定員）を定め、広報すべきである。

実施後は、性別参加者数と、参加者のアンケートを取り、満足度、改善点などの情報を集めた上で、評価することがあまり行われていないのではないか。事業改善には集計が簡単にできるように工夫すると、次の事業企画に反映できる。

さらに、各部署でさまざまな調査がされているが、可能な限り、高齢者虐待で述べたように、男女平等推進条例第14条に基づき、性別のデータを取って分析に入れるべきである。